

令和4年度第9回

南国市農業委員会議事録

令和4年12月1日（木）

令和4年度第9回農業委員会議事録

日 時 令和4年12月1日（木） 午後1時30分～午後2時20分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（5）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（6）非農地証明願いの件

（7）南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

出席者（農業委員 16名）

会長 瀧田 好典	第一副会長 池 正人	第二副会長 鈴木 郁馬	
1 番 金田 善充	4 番 杉本 和繁	5 番 高芝 澄生	6 番 末政 隆一
7 番 楠瀬 理枝	8 番 武市 忠雄	12 番 松岡 清	13 番 今井 まち
14 番 窪田 理佳	15 番 山本 桂	16 番 平田 修三	18 番 田岡 崇
19 番 森尾 晴代			

欠席者（農業委員 3名）

2 番 山本 修平	11 番 植野 永子	17 番 垣内 育男
-----------	------------	------------

出席者（農地利用最適化推進委員 11名）

1 番 西本 良平	2 番 齋藤 喜美子	4 番 笥 和幸	5 番 和泉 依
7 番 利岡 邦彦	9 番 武市 憲雄	10 番 北原 章吾	12 番 北村 一弘
13 番 武内 俊暁	14 番 中村 和雅	15 番 岡田 廣志	

欠席者（農地利用最適化推進委員 6名）

3 番 門田 俊一	6 番 門田 理博	8 番 西岡 祐三	11 番 山北 泰司
16 番 橋詰 昌明	17 番 井上 丈夫		

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

4 番 杉本 和繁	5 番 高芝 澄生
-----------	-----------

会長	ただいまから第9回定例総会を始めます。本日の欠席届が出ております。農業委員では2番山本修平委員さん、11番植野委員さん、17番垣内委員さん、推進委員では3番門田俊一委員さん、6番門田理博委員さん、8番西岡委員さん、11番山北委員さん、16番橋詰委員さん、17番井上委員さんです。本日の議事録署名人ですが、4番の杉本委員と5番の高芝委員、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、12月19日13時から行いたいと思います。1番の金田委員と5番の高芝委員お願いします。推進委員で1番の西本委員お願いします。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件です。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年12月1日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数5件、申請受理面積、田 1,063 m²、畑 1,386 m²、計 2,449 m²。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。 受付番号37号です。申請地は、金地の畑、2筆で計343 m²譲渡人より無償で譲渡したいとの申し出があったため贈与による所有権移転をするものです。譲受人は法人のため、農地所有適格法人以外は農地の取得ができませんが、社会福祉事業を行うことを目的とした法人で、業務の運営に必要な場合に限って例外的に取得が認められています。譲受人は、障害者の方が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、この例外的に取得が認められる法人に該当すると思われます。また、この場合は、農作業従事要件及び下限面積要件は適用されません。譲受人からの申請事由書によると、現在、施設利用者の生産活動として、野菜、果樹などを作っていますが、利用者の工賃増加のために規模拡大したいとのことです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。取得後は、柿、いちじくなどの果樹を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。37号は以上です。 受付番号38号です。譲受人は81歳。申請地は、田村の田382 m²、売買による所有権移転で、譲渡人からの要望を受け、買い受けするものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は60年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地には果樹が植えられており、取得後も、引き続き果樹を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。38号は以上です。

受付番号39号です。譲受人は66歳。申請地は、稲生の畑2筆で計115㎡、譲渡人から要望を受け、贈与による所有権移転をするものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなど所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、野菜や花を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。39号については以上です。

受付番号40号です。譲受人は65歳。申請地は、前浜の田681㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、農業用施設用地以外はすべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は13年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。40号は以上です。

受付番号41号です。譲受人は64歳。申請地は、浜改田の畑4筆で計928㎡、譲渡人より管理できないので、引き取ってほしいとの申し出があったため、売買により取得するものです。譲受人の経営農地は、条件不利地の土地を除きすべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。41号は以上です。なお、37号から41号まで、現地確認時に担当委員からは、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上審議よろしく願います。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そうように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、まず初めに受付番号61号は補正指導中で審議を保留することになりました。議案書の差し替えがございますので差し替え資料をご覧ください。農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年12月1日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数2件。申請受理面積、田2,013.54㎡、畑0㎡、計2,013.54㎡。事務局説明をお願いします。

穂積主事	議案第2号を説明します。お手元には別紙位置図をご準備ください。それでは議案書は差し替え資料の2ページの受付番号59号、別紙位置図は2ページです。申請地は岡豊町小蓮の田、3筆計1,812㎡。賃借権を設定し、隣接する宅地を含め貸店舗へ転用しドラッグストアを設置する計画です。申請地の選定理由は、申請地周辺にドラッグストアがなく、県道に面しており交通の便が良く、集客が見込めるためとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないためその他2種農地に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。続きまして当日配布資料2ページの航空写真をご覧ください。赤枠が申請地、その南側の青枠が一体利用する宅地です。この宅地の部分は元々コンビニエンスストアでしたが、現在は閉業おります。確認をお願いしたいのが、申請地赤枠の一番南側の筆に建物が写っているかと思えます。この建物について、農地法の許可を得ることなく建築したとのことで、地権者より始末書の提出がありますので当日配布資料3ページをご覧ください。地権者によると、昭和42年頃に許可なく建築したとのことです。また、建物の写真は4ページにごさいますので、確認をお願いします。続きまして土地利用計画について説明しますので別紙3ページをお願いします。図の通り貸店舗や駐車場を設置します。進入は南側県道からです。造成整地計画については、農地部分を最大60cm嵩上げし、全面アスファルト舗装をします。排水計画については、雨水は申請地の南北に水路を新設し、勾配をつけその水路に排水し、申請地西側の青線に排水、汚水については店舗のすぐ南にあります浄化槽を経由し、申請地西側の青線に排水する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見が出ており、市の排水同意を手続き中で許可見込みありと確認しております。周辺営農への影響について、隣接農地の同意は取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しました。他法令については、開発許可見込みを確認しています。本件は以上です。 それでは議案書に戻っていただき、受付番号60号を説明します。別紙は4ページです。申請地は植田の田、登記面積547㎡のうち373.27㎡の一部転用、使用賃借権を設定し、隣接する宅地等と別途申請のある非農地証明の申請地を含めて自己用住宅への転用する計画です。別途申請のある非農地証明は議案書36ページの受付番号45号ですので、ご確認をお願いします。申請地の選定理由は、開発許可の分家住宅の要件を満たすことと、親族との相互扶助が行える実家の隣接地を選定したとのことです。農地区分は街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えている区域内の農地であるため、第3種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。つづいて土地利用計画は5ページです。配置は図の通りで、住宅、駐車場を設置します。進入は申請地北側の一体利用地からです。造成整地計画については、最高30cm造成し、表面は碎石敷きとします。排水計画については6ページをお願いします。汚水排水は浄化槽経由、雨水排水は雨水桝経由で、既
------	---

会長	設の水路を通し敷地南側にある青線に放流する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見が出ており、市の排水同意は取得済みです。周辺営農への影響について、隣接農地の同意は取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しました。他法令については、開発許可見込みを確認しています。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号です。まず初めに257号は取り下げとなりましたのでよろしくお願いします。議案第3号南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和4年12月1日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号246号と247号は窪田委員の関係する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により窪田委員退室をお願いします。 (窪田委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第3号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。議案書の15ページの246号と247号です。借人が同じためまとめて説明します。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は貸借を解除するという条件をつけて農地を借ります。246号は、田村の田4筆で、247号は立田の田、次のページに続きがありますが、3筆で、いずれも10年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払うというものです。以上審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (窪田委員 入室) 次に受付番号258号は山本桂委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制

藤田次長	限により山本桂委員退室をお願いします。 (山本桂委員 退室) 事務局説明をお願いします。 258号です。借人は59歳申請地は、十市の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米60kgを物納するというものです。以上審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (山本桂委員 入室) 次に受付番号263号と264号は金田委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により金田委員退室をお願いします。 (金田委員 退室) 事務局説明をお願いします
藤田次長	263号と264号です。借人は46歳。申請地は、比江の田で、いずれも5年の賃借権を更新して、ネギを作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。以上審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (金田委員 入室) 次に受付番号265号は鈴木副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により鈴木副会長退室をお願いします。 (鈴木副会長 退室) 事務局説明をお願いします
藤田次長	265号です。借人は54歳。申請地は、東崎の田で、3年の賃借権を更新して、水稻と甘藷を作るというものです。賃料は、総額56,000円を口座振込するというものです。以上審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。

藤田次長	(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (鈴木副会長 入室) 事務局残りをお願いします。 はい。先に議案書の訂正を2つお願いします。8ページの申請番号235号です。地番に訂正があります。●●になっていますが、正しくは●●になります。●●を●●に訂正をお願いします。2つ目は21ページです。21ページの表の左上に貸人、借人とありますが、譲渡人、譲受人の誤りです。訂正をお願いします。それでは8ページに戻りまして、234号からです。234号からは農地利用集積計画の一括方式による利用権の設定になります。 234号から239号まで借受人が同じためまとめて説明いたします。借受人は57歳。234号の申請地は、田村の田1筆、235号は、物部の田畑8筆、236号は立田と田村の田10筆、237号は田村の田6筆、238号は田村の田1筆、239号は田村の田3筆です。234号は5年の貸借権を設定し、235号以下の5件については5年の使用貸借権を設定して、いずれも水稻を作るというものです。234号の借賃料については、総額3000円を口座振込するというものです。 次に12ページの240号から242号まで借受人が同じためまとめて説明します。借受人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は貸借を解除するという条件をつけて農地を借ります。この条件をつけることで農地所有適格法人でない一般法人でも農地を借りることができます。借受人は、一般法人の要件を満たしています。240号の申請地は、立田の田1筆、241号は田村の田4筆、242号は田村の田8筆で、いずれも5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 次に243号です。借受人は、48歳。申請地は、田村の田6筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 244号です。借人は、49歳。申請地は、立田の田1筆で、3年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。以上が農地中間管理事業の一括方式になります。次に15ページです。245号については、農地中間管理事業の旧方式になります。貸人である土地の所有者が一旦農業公社に貸し付けを行ったあと、農用地配分計画により県が公告することで農業公社が担い手に農地を貸付します。配分計画案については、当日配付資料の5ページをご覧ください。申請地は西山の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。
-------------	--

次に246ページからは農地中間管理事業ではないため、貸人と借人が直接貸し借りをするものになります。

248号です。借人は61歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田で、6年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、20,000円を口座振込するというものです。

249号です。借人は、39歳。申請地は、小籠の田で、5年の賃借権を設定して、施設野菜を作るというものです。賃料は、総額250,000円を口座振込するというものです。

250号と251号は借人が同じためまとめて説明します。借人は75歳。申請地は、篠原の田で、それぞれ2年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払うというものです。

252号です。借人は71歳。申請地は、稲生の田で、1年の賃借権を設定して、育苗に利用するというものです。賃料は、10,000円を口座振込するというものです。

253号です。借人は59歳。申請地は、下末松の田で、1年の賃借権を設定して、ブドウを作るというものです。賃料は、総額200,000円を口座振込するというものです。

254号です。借人は38歳。申請地は、岡豊町中島の田で、1年7か月の賃借権を設定して、小ネギを作るというものです。賃料は、10aあたり50,000円を現金で支払うというものです。

255号です。借人は74歳。申請地は、東崎の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

256号です。借人は45歳。申請地は、西山の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

259号です。借人は67歳。申請地は、植田の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

260号です。借人は64歳。申請地は、前浜の田で、5年の賃借権を更新して、水稻等を作るというものです。賃料は、10aあたり米90kgを物納するというものです。

261号です。借人は52歳。申請地は、大埴の田で、3年の賃借権を更新して、大葉を作るというものです。賃料は、2筆で180,000円を現金で支払うというものです。

262号です。借人は65歳。申請地は、浜改田の田で、3年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、4筆で米90kgを物納するというものです。

266号です。借人は50歳。申請地は、東崎の田で、3年の賃借権を更新して、生姜を作るというものです。賃料は、10aあたり50,000円を現金で支払うというものです。

267号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は、西山の田で、10年の賃借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は、総額200,000円を口座振込するというものです。

会長	268号です。借人は69歳。申請地は、篠原の田で、5年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 269号です。借人は49歳。申請地は、稲生の田で、10年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。なお、総合計欄は先程の取り下げが1件ありますので、その面積分が減になります。 次に21ページの270号から272号です。ここからは農業公社による農地売買等事業による所有権移転になります。土地の所有者である譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡しされるものです。申請地は、270号と271号が久礼田の田で、272号が大堀の田になります。売買価格につきましては、議案書のとおりです。以上38件について審議をお願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終わります。議案外はお目通しください。 (午後2時20分終了)
-----------	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 5 年 4 月 7 日

会 長 渡田 好典

議事録署名委員 杉本和繁

議事録署名委員 高 芝 登 生